

本巢市住宅リフォーム助成金対象となる主な工事

(平成24年8月現在)

	内 容	可・否	備 考
対象となる工事	1 同一棟の住宅の増築	○	建築確認が必要なものは、建築確認済証及び検査済証の写しが必要
	2 屋根の葺き替え、塗装	○	
	3 外壁の張り替え、塗装	○	
	4 部屋の新設、間仕切りの変更	○	
	5 壁紙や床の張り替え等の内装工事	○	
	6 室内の建具の交換	○	
	7 外壁、屋根、天井の断熱化工事	○	
	8 雨樋等の修理	○	
	9 襖の張り替え、畳の表替え	○	
	10 風呂、台所、トイレ等の水回り改修工事	○	
	11 システムキッチンの設置	○	
	12 窓、ガラス(サッシ)の取付け、交換	○	復興支援・エコポイント制度との併用は可能。ただし追加工事充当分(即時交換分)は対象外
条件付きで対象となる工事	13 住宅に付随するバルコニー、ベランダ、テラスの設置工事	△	バルコニー、ベランダは対象とする。テラスについては、屋根のあるものは対象とするが、屋根のないものは対象外。
	14 給湯設備の設置	△	製品の取替えのみは対象外。同時に配管工事等を行うものに限る。
	15 耐震補強、改修工事	△	対象補強工事と併せて実施する関連工事については、「本巢市建築物等耐震化促進事業」の補助対象とならない工事を対象。
	16 バリアフリー改修 (手摺の設置、段差解消、廊下幅の拡張など)	△	介護保険住宅改修制度を利用している場合は、その助成対象とならない工事を対象。
	17 室内カーテン・ブラインドの取付け、取り替え (カーテンレールの取付け含む)	△	内装工事に伴うものは対象とする。
	18 住宅の解体工事	△	増築、改築を伴う解体工事は対象とする。
	19 下水道、合併浄化槽等への接続工事	△	下水道接続工事については「本巢市排水設備新設工事補助金」で、合併浄化槽接続工事については「本巢市浄化槽設置整備事業」でそれぞれ対象とならない工事の内、建物内部の配管工事等については助成対象。
	20 エコキュート	△	増改築、改装が伴う工事に限る。
対象外となる工事	21 薪ストーブの購入、設置、取付け	×	リフォームではないため助成対象外
	22 エアコンの購入、設置、取付け	×	リフォームではないため助成対象外
	23 大画面テレビの購入(配線工事有)	×	リフォームではないため助成対象外
	24 電気電化製品の購入、設置	×	リフォームではないため助成対象外
	25 太陽光発電システムの設置	×	「住宅用太陽光発電システム設置整備事業補助金」にて対応のため対象外。
	26 太陽熱温水器	×	リフォームではないため助成対象外
	27 門扉、ブロック塀等の外構工事	×	住宅ではないため助成対象外
	28 造園工事、植木剪定	×	リフォームではないため助成対象外
	29 電話やインターネットの配線工事	×	リフォームではないため助成対象外
	30 住宅と別棟の車庫の増改築	×	住宅ではないため助成対象外
	31 防犯用ライト取付け工事	×	リフォームではないため助成対象外
	32 公共工事の施工に伴う補償費の対象となる工事	×	他の補助制度を利用している場合は対象外
33 浄化槽本体	×	「本巢市浄化槽設置整備事業」にて対応のため対象外	
34 所有者が住宅の取壊しを行い、新しく住宅を建てる工事	×	新築は対象外。	